

# 環境確保条例改正「中間のまとめ」のポイント（ZEV充電器関連）

- 新築建築物への充電設備の設置義務化の考え方等を環境審議会が中間答申（令和4年5月24日）
- 新築時にZEV普及の備えをしておくことが建物価値向上の面からも重要

## 1 大規模新築建築物（延床面積2,000 m<sup>2</sup>以上のビル、マンション等）

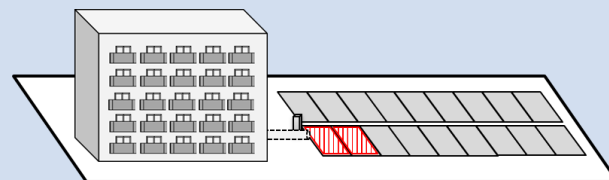
### ①義務基準の設定

【対象】新築時の駐車場設置台数が一定数以上の建物  
【整備基準】駐車台数に応じて一定の充電器設置や配管等を整備する基準を規定

- ✓普通充電設備を基本とする
- ✓機械式立駐等には、設備の技術進展を注視しつつ一定程度配慮

<イメージ>

(例) 駐車場台数の1割分（上限は設定）を整備



### ②設置台数やV2H、デマンドコントロール機能等を評価

- ✓建築物環境計画書制度の3段階評価で高評価を付与

・EVが移動手段としてだけでなく、その蓄電池機能が建物や都市を支える重要インフラとして評価

### ③購入者等向けに充電設備の設置状況を表示する仕組みを導入

- ✓マンション環境性能表示等に充電設備の情報を追加
- ✓テナントや購入者等が建物を選択する際の情報の1つとして提供

<参考> 東京都マンション環境性能表示



※具体的基準等は今後専門家で検討

# 環境確保条例改正「中間のまとめ」のポイント（ZEV充電器関連）

## 2 中小規模建築物（延床面積2,000 m<sup>2</sup>未満の中規模ビル、戸建住宅等）

### ①義務基準の設定

【対象】一定の中小規模の新築建物（住宅・ビル）を供給する事業者が供給する駐車場付き新築建物

	住宅	住宅以外
請負型規格建物の請負事業者	住宅供給事業者（分譲又は注文住宅を供給するハウスメーカー等）	—
建築主		不動産デベロッパー等

【整備基準】戸建住宅：将来対応することが可能となる普通充電用の配線を駐車場に整備

中規模マンション等：一定以上の駐車場を有する場合に充電設備の実装整備

### ②V2H等の設置を促す誘導基準の設定

整備基準に加えて、災害時のレジリエンス機能の向上に貢献する充放電設備の設置を促す誘導基準も設定  
✓EVやPHVの蓄電機能に着目し、V2H・V2B設備の設置を誘導

※具体的基準等は今後専門家で検討

### <参考> ZEV普及を加速する補助制度等

※下線については、令和4年度6月補正予算（案）が第2回都議会定例会で可決された場合に確定

■EV導入補助：再エネ100%電力契約時 最大60万円 **★太陽光発電設備とEVが揃う場合 最大75万円**

■充電設備設置補助：マンション、事業所、商業施設等：国補助と併せて**全額補助**（限度額有）  
既存戸建住宅：普通充電器（コンセント）定額2.5万円

■V2H設置補助：機器費・工事費の2分の1（最大50万円）

**★太陽光発電設備とV2H、EV/PHVが揃う場合全額補助**（最大100万円）